

堺市子ども・子育て会議の概要

1 趣 旨

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、平成25年6月に「堺市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「堺市子ども・子育て会議」を設置いたしました。

2 堺市子ども・子育て会議条例

『資料1-1』のとおり

3 委 員 『資料1-2』

子ども・子育て支援に関し学識経験のある方、子育て当事者・支援者、市議会議員、保育・教育関係者など、幅広い分野から委員としてご就任をいただきました。なお、子育て当事者の委員につきましては公募をさせていただき、30名近くの応募者の中から書類選考・面接選考を経て2名の方にご就任いただいております。

4 所掌事務【子ども・子育て支援法第77条第1項（抜粋）】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

5 スケジュール（案）

平成25年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		条例 制定		第1回			第2回				第3回
				ニーズ調査の準備・実施・集計				事業計画の検討			

平成26年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(会議の開催時期は未定)											
事業計画の検討				事業計画案のとりまとめ						事業計画の策定	

※ 会議の開催時期、内容については、国の基本指針等の提示時期、計画策定の進捗状況により変更する可能性があります。

堺市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、堺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第4条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該調査審議が終了したときに、解嘱されたものとする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる子ども・子育て会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。